

○長崎短期大学 GPA 制度運用に関する内規

(平成 27 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 28 年 6 月 1 日 平成 29 年 6 月 1 日

平成 30 年 4 月 1 日 令和 2 年 4 月 1 日

令和 3 年 4 月 1 日 令和 4 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この内規は、長崎短期大学（以下「本学」という。）において学生個人の学修到達度を評価するために導入する Grade Point Average（以下「GPA」という。）制度の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第 2 条 GPA 制度は、学生の自己学習力及び勉学意欲を高めるとともに、本学の教育の質保証に向けた必要な方策を具体化し、学生に対する適切な学修支援に資することを目的に導入する。

(評点)

第 3 条 GPA 制度における成績ポイントは、本学学則第 25 条に規定する成績評価をもとに次のとおりとする。

| 評語 | 成績評価 | 成績ポイント |
|----|--------------------------------|--------|
| S | 基本的な到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成績を修めている | 4 |
| A | 基本的な到達目標を十分に達成している | 3 |
| B | 基本的な到達目標を概ね達成している | 2 |
| C | 基本的な到達目標を最低限度達成している | 1 |
| D | 基本的な到達目標を達成していない | 0 |
| P | 合格 | — |
| NP | 不合格 | — |
| T | 認定 | — |
| W | 出席不良、受験放棄、不正行為 | 0 |

(対象授業科目)

第 4 条 本制度の対象とする授業科目は、本学学則第 22 条及び第 57 条に規定する科目とする。ただし、P（合格）、NP（不合格）及び T（認定）を除くこととする。

(GPA の種類及び算出方法)

第 5 条 本学で使用する GPA は、当該学期又は Semester における学修の状況及び成果を示す GPA（以下「学期 GPA」という。）及び全在学期間中の学修の状況及び成果を示す GPA（以下「累積 GPA」という。）の 2 種類とする。

2 学期 GPA 及び累積 GPA は次の各号により算出するものとし、算出した数値の小数点第 3 位以下は切り捨てるものとする。

(1) 学期 GPA の計算式

学期 GPA = { (当該学期の評価“S”の単位数合計 × 4) + (当該学期の評価“A”の単位数合計 × 3) + (当該学期の評価“B”の単位数合計 × 2) + (当該学期の評価“C”の単位数合計 × 1) } / 当該学期の対象授業科目単位数

(2) 累積 GPA の計算式

累積 GPA = { (全在学期間中の評価“S”の単位数合計 × 4) + (全在学期間中の評価“A”の単位数合計 × 3) + (全在学期間中の評価“B”の単位数合計 × 2) +

(全在学期間中の評価“C”の単位数合計×1) } / 全在学期間中の対象授業科目単位数

(運用方法)

第6条 GPAは、卒業判定等の際の活用など、学生に対する日々の学修支援のほか、本学の教育の質的向上に関わる局面において活用するものとする。

2 学期GPA及び累積GPAは、成績通知表等に付記するものとする。

3 学費減免奨学生等の2年次進級に際し、GPA等を根拠として奨学生資格を見直す場合がある。

4 当該年度のGPAが著しく低い場合、翌年度の履修単位数を制限する場合がある。

5 2期連続、国際コミュニケーションコースにおいては4Q連続してGPAが1.2を下回った場合、修得単位数および出席率等を勘案し、退学を勧告する場合がある。

(特例措置)

第6条の2 前条の3～5項に該当する者のうち、斟酌すべきやむを得ない事情がある者については、学修計画書の提出を以て対応を判断する。

2 前項の斟酌すべきやむを得ない事情はつぎの各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 疾病、災害、家計の急変等の本人の責めに帰さない事由がある者

(2) 社会的養護を必要とする者で、学修に対する意欲と態度が優れている者

(事務)

第7条 この内規の事務は、学生支援課が行う。

(改定)

第8条 この内規の改定は、教務委員会が行う。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月1日)

この内規は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月1日)

この内規は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日)

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日)

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日)

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日)

この内規は、令和4年4月1日から施行する。